

まち連だより



2018年
高裁判決号



まち連HP

学園用地の地盤危険性は再び認めるも、高裁判決は義務付けに至らず。 ～幸福の科学学園建築裁判は最高裁へ～

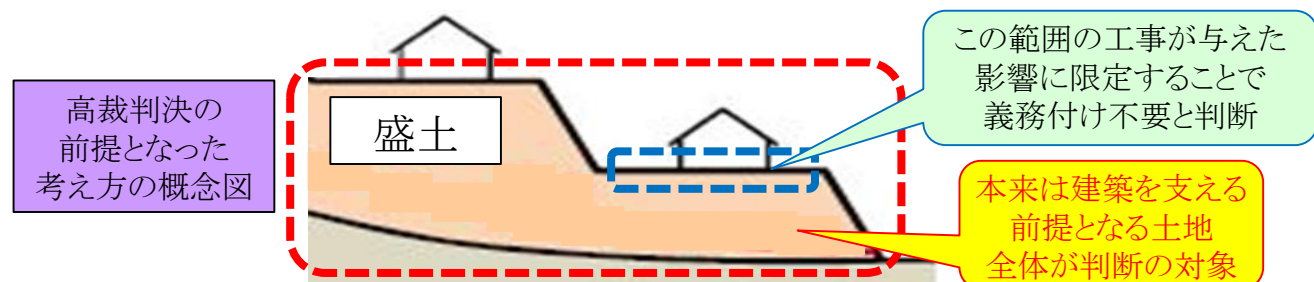
2013年8月以来、幸福の科学学園・関西校(KKG)の校舎・寄宿舎棟の除去・使用停止等の義務付けを大津市に求める訴訟(以下、建築裁判)を続けて参りましたが、2018年11月26日に大阪高裁で判決がありました。この裁判は、2017年3月23日の大津地裁判決に対する控訴審でしたが、結果は請求棄却となり、義務付け命令の発令に至りませんでした。なお、同判決では学園用地の地盤、特に北側斜面地への危険性を地裁判決に続いて認定しながらも、その対策を義務付ける措置はなされないという判断であったため、2018年12月10日付で最高裁への上告を行いました。今後ともご支援の程、よろしくお願い致します。

(大阪高裁の請求棄却理由) ※各争点への個別結論は下表

- ・学園北側の斜面地について、大規模盛土調査の数値は、盛土の安定性に懸念を抱かせる数値。
- ・地滑り発生による損害(身体・生命・財産)の回復は困難であり、原告適格(訴えを提起する資格)は認める。
- ・是正命令は、工事により増した危険の是正が対象であり、工事が地盤に与えた影響が特段大きいと言えないため、設備設置等の義務付け命令を行わない事は、**裁量権の逸脱・乱用と言えない。**(土地の従前からの危険性に寄らない)

請求棄却の考え方は、地盤を上下に二分し、義務付け範囲は上側工事の規模で決まると限定する解釈

高裁判決のポイントとして、工事が地盤に与える影響に絞って義務付け命令の要否が検討された点が挙げられます。すなわち、地盤を上下二分して考え、地盤表面に近い上側の建築工事基礎部分のみに着目することで、工事が土地の大半を占める地盤に大きな影響を与えていないとして請求を棄却したのです。しかし、大半を占める地盤への大規模盛土調査結果が「盛土の安定性に懸念を抱かせる数値」だったと判決で言及した点とは明らかに乖離のある判決だったことは間違いありません。



また、高裁判決では、大津市情報公開等で集めた様々な疑義に繋がる証拠について、確定的な事まで言えないという理由から立証不十分とされた事も分かりました。

”立証不十分”と判断された控訴人の主張

- ① 学園区画を審査した有効な日付の検査済証が無い点について、検査が完了していないという確定的な証拠が無く検査は有効。
- ② 既存の排水管設備の稼働状況について、写真等の証拠だけでは、直ちに現存排水施設が機能していないと断言できない。
- ③ 斜面の湧水の状況証拠だけでは、出水の原因を完全解明できておらず、直ちに危険と断言できない。

No	争点	地裁	高裁
1	地滑り発生の蓋然性	肯定	肯定
2	損害の重大性	肯定	肯定
3	一定の処分と重大な損害の因果関係	肯定	肯定
4	補充性の要件	肯定	肯定
5	原告適格	肯定	肯定
6	建築基準法に基づく措置命令の可否 (原告が元々争わなかった論点)	否定	否定
7	仮に開発該当として、都市計画法に基づく措置命令の可否	否定	否定
8	開発行為該当性	判断せず	判断せず
9	大津市長が義務付け命令を発令しない事 ことへの裁量権の逸脱、乱用	否定	否定

訴訟要件をクリアし、請求内容の審理までは到達

工事が地盤に与えた影響に絞った判断は誤り ～仰木の里弁護団、まち連が記者会見～

大阪高裁判決を受け、まち連学習会を開催 ～地滑りの危険があるが、措置がなされない事をどう考えるか～

高裁判決の当日には、大阪高裁記者クラブにて記者会見が行われました。弁護団とまち連はメディア取材に対し、判決への見解と今後について下記のように述べました。

大阪高裁判決を受け、2018年12月2日に判決内容を地元仰木の里に報告する学習会が開催されました。当日は弁護団・土木建築の専門家より8名、仰木の里の住民より40名を超える方々の参加を頂きました。学習会では、控訴人弁護団より判決文を引用しながら、新たに認定された事実や請求棄却の理由について、詳細な説明がなされました。非常に多くの質疑・意見交換が行われましたが、判決結果に対する意見だけでなく、地元地盤への不安を指摘する意見もありました。学習会の最後には、上告を視野に今後も直接の原告だけではなく、自治会間で地域として支援していくべきという声がかみから聞かれました。

弁護団：義務付け不要とした判断構造に疑義がある。



弁護団団長
による会見の様子

学園用地の大規模な地滑り被害を起こす危険性を認め、控訴人適格が地裁判決に続き認められた判決において、その対策である義務付けだけが認められないという構造の判決を非常に残念に思う。今回の判決文には、学園区画における出水や陥没痕等の事実認定について、あえて書き加えられており、重大な損害が発生する蓋然性については地裁判決よりも厳密かつ詳細に認定されました。ところが、肝心の判断については、学園の行った工事が地盤へ与えた影響に絞って義務付け命令との関係を強く印象付ける事で、結果的に措置不要と判断されました。この判断は明らかに宅地開発・都計法の趣旨に反しており、判断構造に誤りがあると考えます。また、裁判所が原告住民に対して、科学的に完全に証明しようがない証拠を求めたり、行政の保有する文書が前提となる許認可について、その不備を断定するに至る証拠を求めることで、控訴人の立証不十分と退けた判断は”不可能の立証”であり、誠に遺憾とコメントしました。

- ・住民が求めているのは実質的な安全。地裁・高裁と2度に渡って地盤の危険性が肯定された一方で、結果は措置無しでは納得できない。
- ・判決でも大規模盛土調査の結果を引用し、安定性に懸念ありとされた。その点から大津市に然るべき対応を求めるべきではないか。

判決の説明を聞いた
住民の感想・意見

学習会の様子



今後の建築裁判の方針について

学園用地の軟弱地盤が原因で想定される隣地被害防止に向けて、実質的な安全が担保されるよう、まち連会議で下記方針で活動することを決定致しました。

(方針1) 訴訟と並行して行ってきた大津市に対する安全確保に向けた取り組みの要請を継続する。

(方針2) 最高裁への上告を行い、大規模排水設備の設置等の義務付け命令の発令を求める。上告に当たっては、高裁裁判の控訴人の方々を中心に改めて上告団を構成し、まち連として地域として引き続き支援する。

顧問弁護団による法律相談

京都第一法律事務所：
弁護士 飯田 昭、寺本 憲治、電話 0120-454-489
渡辺・玉村法律事務所：
弁護士 玉村 匡、竹中由佳理、電話 075-223-6161

けやき法律事務所：
弁護士 浅井 亮、電話 075-211-4643
古家野法律事務所：
弁護士 東岡 由希子、電話 075-223-2788

まち連：地裁に続く地盤危険性の認定で不安は増大した

大阪高裁での請求は棄却となりましたが、学園北側の斜面地の危険性について、「大規模盛土調査の数値は盛土の安定性に懸念を抱かせる数値」という大津地裁での危険性の認定に続く言及がありました。他方、義務付け要否の判断については、該当区画の工事により危険が増したかどうかという極めて限定的な範囲に焦点を当てた判断により措置不要とされました。しかしながら、実際に居住する我々としては、建築の前提となる土地が本質的に安全でなければ、とても安心して住むことはできません。本判決を通じて、地域住民としては非常に不安が増大しているところです。

まち連としては、実質的な安全が担保されるような措置を検討していく。大津市には、住民からの働きかけを待つこと無く、行政活動の本分である市民の生命・身体・安全・財産の保全を図るための取り組みをお願いしたい。